

# ● 町・県民税、所得税の申告相談 ●

令和7年度 町・県民税(令和6年分 所得税)の  
申告期間は **2月17日から3月17日まで**です。

相談会場と受付時間

**午前9時 ~ 午後3時30分受付終了**

※3月10日以降、支所は午前のみ受付です

**本庁…全日程**

**鹿瀬支所・上川支所……火曜日、木曜日**

**三川支所 …… 月曜日、水曜日、金曜日**

※休日申告は本庁のみで開催します。

※最終日(3月17日)は本庁のみの開催です

医療費控除を予定している方は、「**医療費控除の明細書**」の  
作成が必要です。

(様式は申告相談日程表の最終ページにあります。)

町の申告相談会場で所得税の確定申告する場合には、「**利用者  
識別番号**」が必要となります。

(利用者識別番号は申告相談会場で取得できます。)

前年、利用者識別番号を取得された方は番号のわかる書類を  
ご持参ください。

マイナンバーカードなどの個人番号がわかる書類・本人確認  
書類をお持ちください。

※マイナンバーの記載がないと還付に時間を要する場合があります。  
詳しくは、広報あが1月号及び申告相談日程表をご覧ください。



◆お問い合わせ 新津税務署 0250-22-2151  
町民生活課税政係 92-5761